

## 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用、依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が、平成30年から令和2年にかけて約2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする依存症患者が、平成24年から令和2年にかけて約6倍に増加したという報告がある。

国立精神・神経医療研究センターが令和2年に行った調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主たる薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は約60人に1人と、深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害や重篤な意識障害などを引き起こす事例や、心肺停止となって死亡する事例も発生している。

市販薬は、違法薬物とは違い所持することが罪にならないことから、乱用が発見されにくいという現実があり、また、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物より深刻になる場合もある。よって、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るため、政府に対して、下記の事項について特段の取組を求める。

### 記

- 1 現在、「濫用等のおそれのある医薬品」として厚生労働省が指定するものを販売する際、購入者が高校生、中学生等である場合には、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、加えて、副作用などの説明を必須とすること。
- 2 若者への医薬品の販売においては、その含有成分に応じて販売する用量を適切に制限すると同時に、対面またはオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 濫用等のおそれのある医薬品の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独、孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

岐阜市議会

国会及び関係行政庁宛